

令和 8 年 1 月 2 6 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長

刑事裁判の法廷における被告人の戒護について（事務連絡）

刑事裁判の法廷における手錠及び捕縄（以下「手錠等」という。）の着脱の手順並びに被告人の着席位置について、関係機関との間で別紙 1 のような運用イメージを共有しました。

どのような運用とするかは各裁判体の判断事項となりますが、手続に混乱が生じないよう、別紙 2 に挙げた事項等について各庁において対応する関係機関と打合せをするなどして運用を検討することも考えられます。

つきましては、関係職員に周知し、執務の参考にしてください。

また、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

なお、本書面の内容については、法務省矯正局及び警察庁長官官房総務課留置管理室と協議済みであり、法務省矯正局から管下の刑事施設に、警察庁長官官房総務課留置管理室から都道府県警察に対し、それぞれ周知される予定となっておりますので、念のため申し添えます。

(別紙1)

刑事裁判の法廷における被告人の戒護の運用イメージ

1 入退廷時における手錠等の着脱の手順について

公開法廷における被告人の手錠等の着脱の手順については、原則として、以下のような手順による。

(1) 裁判員裁判以外の公開法廷で行われる裁判の場合

ア 入廷時の手順

- ① 裁判官が入廷し、書記官は被告人出入口付近に衝立等を設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 裁判官は、戒護職員に対し、被告人の手錠等を外すこと（以下「解錠」という。）を指示する。
- ④ 戒護職員が解錠する。
- ⑤ 書記官は、衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させ、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。
- ⑥ 開廷する。

イ 退廷時の手順

- ① 閉廷又は休廷する。
- ② 書記官は、衝立等を被告人出入口付近に設置し、戒護職員及び被告人は、衝立等の付近まで移動する。
- ③ 裁判官は、戒護職員に対し、手錠等の着用を指示する。
- ④ 戒護職員は、手錠等を着用させる。
- ⑤ 戒護職員及び被告人が退廷する。
- ⑥ 裁判官が退廷する。

(2) 裁判員裁判の場合

ア 入廷時の手順

(ア) 内線電話で解錠の指示をする場合

- ① 裁判体は法廷につながる扉の裏で待機し、書記官は衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 書記官は、内線電話により、裁判官に対し、被告人の動静に関する情報を伝える（以下、⑧の入廷開始の直前まで、内線電話はつないだままとする。）。
- ④ 裁判長は、上記③の情報を踏まえて、書記官に対し、解錠を指示する。
- ⑤ 書記官は、戒護職員に対し、④の解錠の指示を伝える。
- ⑥ 戒護職員が解錠し、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。
- ⑦ 書記官は、裁判官に対し、解錠が完了し戒護職員及び被告人が着席したことを伝える。
- ⑧ 裁判体が入廷し、書記官は衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させる。
- ⑨ 開廷する。

(イ) 裁判長が先に入廷し解錠の指示をする場合

- ① 裁判長が入廷し、陪席裁判官及び裁判員は法廷につながる扉の裏で待機し、書記官は衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 裁判長は、戒護職員に対し、解錠を指示する。
- ④ 戒護職員が解錠する。
- ⑤ 書記官は、衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させ、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。

- ⑥ 書記官は、内線電話により、陪席裁判官に対し、被告人の解錠が完了し被告人席まで移動したことを伝える。
- ⑦ 陪席裁判官が裁判員を誘導し、裁判員、その余の裁判官の順序で入廷する。
- ⑧ 開廷する。

イ 退廷時の手順

- ① 閉廷又は休廷する。
- ② 陪席裁判官が裁判員を誘導し、裁判員、その余の裁判官の順序で退廷し、書記官は、衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ③ 戒護職員及び被告人は、衝立等の付近まで移動する。
- ④ 裁判長は、戒護職員に対し、手錠等の着用を指示する。
- ⑤ 戒護職員は、手錠等を着用させる。
- ⑥ 戒護職員及び被告人が退廷する。
- ⑦ 裁判長が退廷する。

2 被告人の着席位置について

裁判体の求めがあれば、弁護人席の隣とする。ただし、戒護上の問題など特段の支障がある場合は協議する。

(別紙2)

関係機関と打合せ等を行うことが考えられる事項

① 別紙1記載の運用及び各庁における法廷の構造や設備等を踏まえた、原則的な手錠等の着脱の手順及び被告人の着席位置の在り方

② 手錠等の着脱の手順及び被告人の着席位置を検討するに当たってのフロー

(例) 刑事収容施設側は、公判期日までの間に、被告人について、逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶおそれが高い等、①で定めた原則的な取扱いを行うことが相当でないと判断する動静等があった場合は、速やかに、裁判所に対し、その動静等に関する具体的な状況を伝えた上、裁判所との間で、手錠等の着脱の具体的手順等について打合せを行う。

(例) 検察官及び弁護人は、逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶおそれ等、手錠等の着脱の手順や被告人の着席位置その他の被告人の戒護の在り方に影響を及ぼしうる情報を把握した場合には、裁判所に対し、それを速やかに伝える。

(例) 裁判所は、検察官又は弁護人からの情報提供等によって被告人の動静に影響を及ぼすおそれのある具体的な情報を把握した場合には、刑事収容施設側に対し、それを速やかに伝える。

(例) 裁判所は、開廷宣言直前に解錠することとした場合等、①で定めた原則的な取扱いとは異なる取扱いを行うときは、刑事収容施設側との間で具体的手順等について打合せを行い、検察官及び弁護人とも速やかに認識を共有する。

③ 手錠等の着脱の際の留意事項

(例) 戒護職員が被告人の手錠等を外した後、被告人が逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶ氣勢を示したときは、戒護職員が、自己の判断におい

て、被告人を制止等した上、必要があれば、再度、手錠等を施して拘束することを妨げない。

(例) 戒護職員は、公判期日当日において、法廷で被告人の手錠等を外すまでの間に、被告人の動静等にかんがみ、保安上の観点から、事前解錠を行うことが相当でないと判断した場合は、適宜の方法により、裁判所に対し、その旨の意見を述べることとし、裁判所は、その意見を踏まえて適切に対応する。

④ 被告人の着席位置に関する留意事項

(例) 被告人席を弁護人席の隣にする場合も、法務省における通達等を踏まえ、戒護職員の戒護位置等に配慮する。

(例) 法廷の構造や設備等を踏まえた、共同被告人の場合における原則的な着席位置の在り方について共通認識を持つ。

(例) 被害者等の個人特定事項の秘匿がなされている事案について、弁護人の手元にある記録を被告人が見ること等により個人特定事項が被告人に明らかにならないように留意する。

⑤ その他の逃走等防止のための方策

(例) 次回期日の日時や場所、判決内容等を戒護職員が開廷中又は閉廷直後にメモしていると、その間被告人等に対する注意力が低下する可能性があるため、事後に刑事収容施設側から書記官室に問合せをしてもらう方法、退廷時に書記官がこれらを記載したメモを戒護職員に提供する等方法の措置をとる。